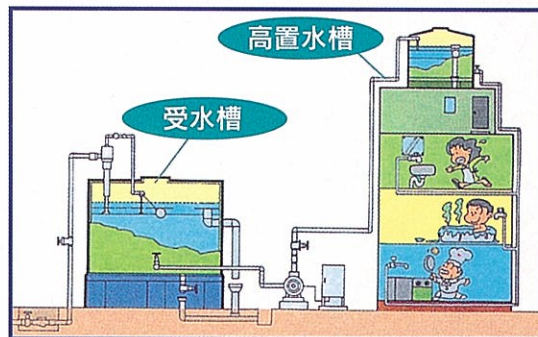


11

貯水槽清掃

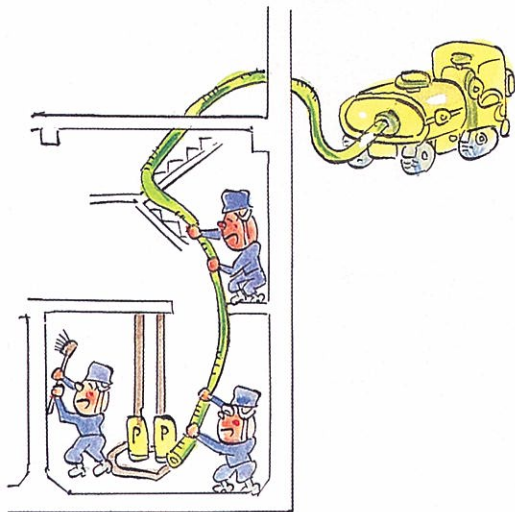
貯水槽は毎年定期清掃して
いつもきれいな水を!

- 容量10m³以上の貯水槽は1年に1回定期清掃を実施するよう、水道法、ビル管理法(略称)で規定しています。
- 容積の小さい貯水槽も同様に定期清掃するよう、地方自治体の指導要綱があります。



12

汚水槽・雑排水槽清掃



- 水平方向は遠くからでも吸引しますが、10m以上下方からの吸引は困難になります。
- ビル管理法(略称)により、特定建築物は6ヵ月ごとに1回定期清掃が必要です。
- 地方自治体では指導要綱などで、それより短い周期で定期清掃するように指導している所もあります。
- 汚水槽・合併槽から吸い取った汚泥は一般廃棄物として一般廃棄物処理場へ搬入し処理します。
- 雑排水槽から吸い取った汚泥は、産業廃棄物として産業廃棄物処理場へ搬入し処理します。